

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第一章～第五章（略）		第一章～第五章（略）	
別表第一（略）		別表第一（略）	
別表第二（第15条第2項関係）		別表第二（第15条第2項関係）	
電気通信番号の種別	要件	電気通信番号の種別	要件
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 第9条第1項第1号に規定するもの（注3）	1（略） 2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「 <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> 」という。）を行っていること。（注4） 3～8（略）	5 第9条第1項第1号に規定するもの（注3）	1（略） 2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「 <u>技術基準適合確認</u> 」という。）を行っていること。（注4） 3～8（略）
6（略）	（略）	6（略）	（略）
7 第9条第1項第3号に規定するも	1・2（略） <u>3 緊急通報が利用可能であること（ただ</u>	7 第9条第1項第3号に規定するも	1・2（略）

の	<u>し、総務大臣が特に認める場合を除く。)</u> 。
8 第9条第1項第4号に規定するもの	1・2 (略) <u>3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</u> 。
9・10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	1・2 (略) 3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。）を満たしていることの確認が行われていること。
12～15 (略)	(略)

注1～3 (略)

の	
8 第9条第1項第4号に規定するもの	1・2 (略)
9・10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	1・2 (略) 3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>技術基準適合確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。）を満たしていることの確認が行われていること。
12～15 (略)	(略)

注1～3 (略)

4 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201.01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

5 (略)

別表第三 (第 15 条第 2 項第 7 号及び第 15 条第 3 項関係)

区 分	要 件
1 第 9 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質を満たしていることの確認が行われていること。
2 第 10 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備

4 技術基準適合確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201.01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

5 (略)

別表第三 (第 15 条第 2 項第 7 号及び第 15 条第 3 項関係)

区 分	要 件
1 第 9 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>技術基準適合確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質を満たしていることの確認が行われていること。
2 第 10 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備

用いようとする場合	について <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> が行われていること。 3 (略)
-----------	--

用いようとする場合	について <u>技術基準適合確認</u> が行われていること。 3 (略)
-----------	--

別表第四（第15条第4項関係）

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	(略)
2 別表第2の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(7) (略)	(略)
<u>(8) 7の3に関する事項</u>	<u>緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。</u>
<u>(9) 8の3に関する事項</u>	<u>緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。</u>
<u>(10) ～ (17)</u>	(略)

様式第一 ～ 様式第四 (略)

附 則

(施行期日)

1 この編全体が公布の日から施行する。

別表第四（第15条第4項関係）

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	(略)
2 別表第2の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(7) (略)	(略)
<u>(8) ～ (15)</u>	(略)

様式第一 ～ 様式第四 (略)

(経過措置)

- 2) この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信番号規則（以下「新番号規則」という。）の規定により指定されたものとみなす。
- 3) 前項の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、前項の期間内に新番号規則別表第二の七の三又は八の三に掲げる要件を確認できる事項を記載した書類を総務大臣に提出したときは、当該電気通信番号は、新番号規則の規定により指定されたものとみなす。